

札幌圏都市計画道路の変更（札幌市決定）

1. 都市計画道路中 3・4・13 号北 13 条・北郷通ほか 2 路線を次のように変更する。

2. 都市計画道路中 3・4・83 号山本通を 3・3・83 号山本通に名称を改め次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・13	北 13 条・北郷通	札幌市北区北 13 条西 4 丁目	札幌市厚別区厚別北 2 条 3 丁目	札幌市白石区菊水元町	約 11,930m	地表式	4 車線	20m	自動車専用道路道央自動車道と立体交差 幹線街路と平面交差 20 箇所	
	3・3・70	丘珠空港通	札幌市北区麻生町 2 丁目	札幌市東区東雁来 9 条 2 丁目	札幌市東区丘珠町	約 7,510m	地表式	4 車線	25m	幹線街路と平面交差 11 箇所	
	その他		なお、札幌市東区北 42 条東 16 丁目地内に交通広場を設ける。								面積約 1,900 m ²
	3・3・73	厚別通	札幌市白石区北郷 4 条 2 丁目	札幌市厚別区厚別北 4 条 5 丁目	札幌市白石区北郷 4 条 10 丁目	約 6,920m	地表式	6 車線	27m	自動車専用道路道央自動車道と立体交差 幹線街路と平面交差 9 箇所	
	3・3・83	山本通	札幌市白石区流通センター 7 丁目	札幌市厚別区厚別西 4 条 3 丁目	札幌市厚別区厚別中央 5 条 1 丁目	約 1,840m	地表式	4 車線	28m	JR 函館線と立体交差 JR 千歳線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由書

3・3・70 号 丘珠空港通については、交通結節点機能の強化及び地域の交通課題への対応に向け、安全な乗継施設の確保を図るため、本案のとおり変更するものである。

3・4・83 号 山本通については、交通混雑の緩和および地域間の円滑な移動を確保するほか、安全な自転車・歩行者空間を確保するため、本案のとおり変更するものである。

3・4・13 号 北 13 条・北郷通及び 3・3・73 号 厚別通については、山本通の変更

に伴い、一部区域を変更するものである。

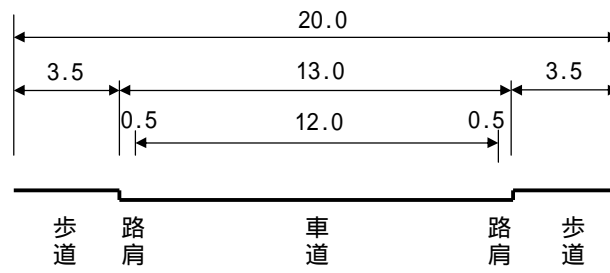
また、上記4路線について、都市計画法施行令の一部を改正する政令（平成10年10月21日政令第331号）に基づき、車線の数を決する。

変更説明書

新		旧		変更内容
番 号	路線名	番 号	路線名	
3・4・13	北13条・北郷通	3・4・13	北13条・北郷通	一部区域の変更 （山本通との交差点で区域を一部変更） 車線数の決定（4車線）
3・3・70	丘珠空港通	3・3・70	丘珠空港通	交通広場の決定（面積約1,900㎡） 車線数の決定（4車線）
3・3・73	厚別通	3・3・73	厚別通	一部区域の変更 （山本通との交差点で区域を一部変更） 車線数の決定（6車線）
3・3・83	山本通	3・4・83	山本通	起点の変更（延長増約10m） 名称の変更 幅員の拡幅変更 （16m 28m、変更区間L=580m） （16～20m 25～28m、変更区間L=300m） （16m～26m 28m～40.8m、変更区間L=490m） （11m 25.8m、変更区間L=40m） 線形の変更（変更区間L=1,170m） 車線数の決定（4車線）

定規図

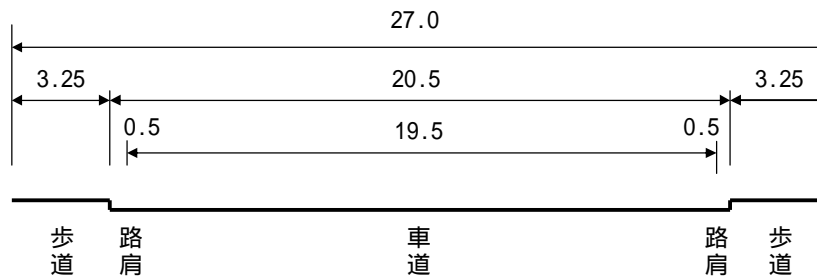
3・4・13 北 13 条・北郷通(代表断面)



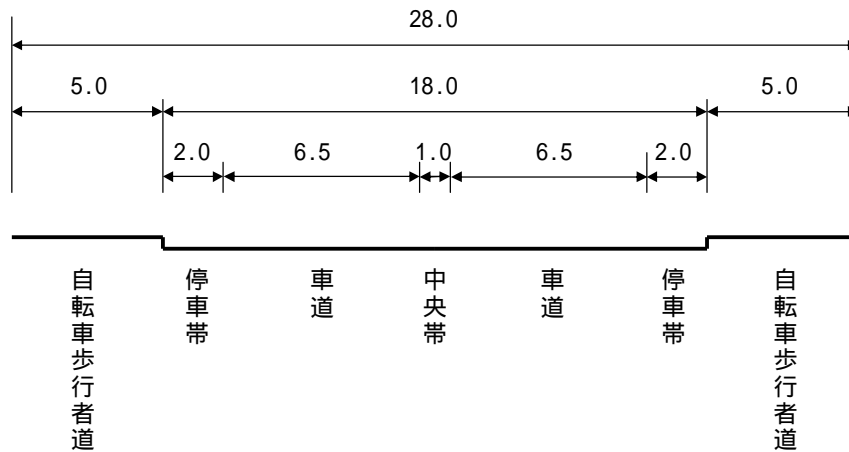
3・3・70 丘珠空港通(代表断面)



3・3・73 厚別通(代表断面)

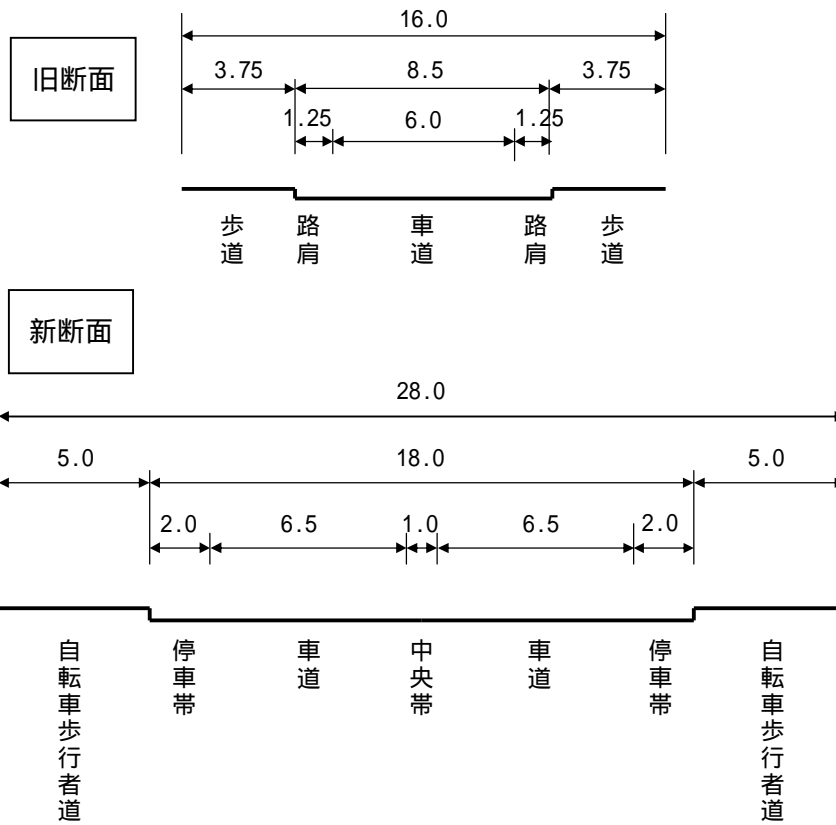


3・3・83 山本通(代表断面)



【参考】3・3・83 山本通 変更区間の新旧断面

一般部



跨線橋部

